

H30当初予算：185.1億円（市町村：150.0億円 県：35.1億円）

H30当初で新規追加・拡充する事業の概要 +2.5億円（市町村：2.4億円 県：0.1億円）（総額ベース）

県：県で実施する事業

被災者の生活支援

■応急仮設住宅維持管理費用支援事業 0.5億円増

・木造仮設住宅の改修

住まいの確保に向け、木造仮設住宅の供与期間終了後、市町村営の単独住宅として継続し施設を利用することも見据え、以下に要する経費を支援する。

- 防腐・防蟻処理【1/2補助】
- 外壁塗装【10/10補助】

■応急仮設住宅移転等費用支援事業 0.3億円増

・借上型仮設住宅から建設型仮設住宅への移転費用負担金

内閣府の取扱いが緩和され、町外の借上型仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者の町内の建設型仮設住宅へ転居等が可能となったことから、こうしたケースで必要と認められるものについて、住宅移転費等を支援する。

【10/10補助（上限10万円/世帯）】

■被災者支援広報事業 0.1億円【新規追加】 県

被災者の1日も早い生活再建を図るため、住まいの再建を含めた生活再建や健康維持など被災者の支援に関する情報を、きめ細かに、効果的に広報する。

住まいの再建（「熊本型」住まいの再建加速化）

■住まいの再建加速化事業 7.7百万円増 県

・熊本地震生活再建困難者支援事業

上益城地域振興局と県北広域本部に生活再建支援専門員を配置し、精神障がい、生活困窮など複合的な課題を抱え、福祉的な支援が必要な被災者について、本人の状況に応じた生活の再建支援等を通じ、住まいの再建に向けた具体的な課題を解決する。

■住まいの再建支援事業 1.6億円増

・公営住宅既存ストック活用事業

通常の維持管理の範疇を超えた老朽化等により活用されていない既存公営住宅の空室を修繕し、被災者の住まい確保に積極的に活用するため、公営住宅建設事業債等の既存制度が活用できず、家賃収入で修繕費を賄えない住戸を対象に必要な経費を支援する。

【被災者の受け入れに繋がった空室修繕費の1/2補助】